

令和 6 年 4 月から義務化された経過措置事項

- 次の事項は、令和 3 年度介護報酬改定において新たに定められ、**令和 6 年 4 月から義務化**された事項になります。まだ対応していない事業所におかれましては、基準や解釈通知を確認の上、厚生労働省ホームページに掲載されている資料等も活用しながら御対応ください。

- 1 業務継続に向けた取組の強化
- 2 感染症対策の強化
- 3 高齢者虐待防止の推進
- 4 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

1 業務継続に向けた取組の強化

概要	◎感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。
----	--

➤ **感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し、従業者へ周知するとともに、研修や訓練（シミュレーション）を実施する必要があります。**

（1）感染症に係る業務継続計画の策定

※（1）～（2）は減算の対象要件

- ①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ②初動対応
- ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

（2）災害に係る業務継続計画の策定

- ①平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ②緊急時の対応
- ③他施設及び地域との連携（業務継続計画発動基準、対応体制等）

（3）研修の実施

①内容

業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする

②頻度

年1回以上（施設系・居住系サービスは年2回以上）

感染症→感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施可能

（4）訓練（シミュレーション）の実施

①内容

業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等

②頻度

年1回以上（施設系・居住系サービスは年2回以上）

感染症→感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施可能

災害→非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可能

◆厚生労働省 HP（下記 URL）に「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」や研修動画が掲載されています。また、業務継続計画のひな型が示されていますので、御活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

2 感染症対策の強化

概要	<ul style="list-style-type: none">◎介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。○施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施○その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
----	---

➤ 「委員会の開催」「指針の整備」「研修及び訓練の実施」を行う必要があります。

（１）感染症対策委員会の開催

①構成メンバー

- ・感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい
- ・専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておく

②頻度

- ・おおむね6月に1回以上（感染流行時期等を勘案し必要に応じて随時開催）

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針

①規定すべき内容

- ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等）
- ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、行政等への報告等）
- ・発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制

（３）研修の実施

①内容

- ・感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- ・事業所の指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの

②頻度

- 年1回以上（施設系・居住系サービスは年2回以上）

（４）訓練（シミュレーション）の実施

①内容

- 事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上でのケアの演習等

②頻度

- 年1回以上（施設系・居住系サービスは年2回以上）

◆厚生労働省 HP（下記 URL）に「介護現場における感染対策の手引き」等が掲載されていますので、御活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

3 高齢者虐待防止の推進

概要	◎全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための <u>委員会の開催</u> 、 <u>指針の整備</u> 、 <u>研修の実施</u> 、 <u>担当者を定めること</u> を義務付ける。
----	--

- 「**委員会の開催**」「**指針の整備**」「**研修の実施**」「**担当者の選任**」を行う必要があります。
- 「**虐待の防止のための措置に関する事項**」を運営規程に定める必要があります。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会

※(1)～(4)は減算の対象要件

①構成メンバー

管理者を含む幅広い職種で構成する

②頻度

定期的開催（具体的な頻度の規定はなし）

③検討事項

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

④その他

- ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい
- ・他の会議体（委員会等）と一体的に設置・運営することも可能
- ・委員会の結果は従業者に周知徹底を図ること

(2) 虐待の防止のための指針

「虐待の防止のための指針」には以下の項目を盛り込むこと。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修

①研修の内容

- ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- ・事業所の指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの

②研修の頻度等

- ・職員教育の徹底のために、指針に基づいた研修プログラムを作成
- ・年1回以上実施（施設系・居住系サービスは年2回以上）

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための「専任の担当者」を置くこと
※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

(5) 運営規程への位置づけ

虐待防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること

運営規程への記載例

(虐待の防止の措置に関する事項)

第●条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
 - 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

【全サービス共通】

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

4 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

概要	◎ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の補償を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。
----	---

➤ **介護に直接携わる従業者のうち資格を有さない従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させる必要があります。**

(1) 受講義務の対象者

介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者等。

(2) 受講義務の対象外の者

以下の資格を有する者は、受講義務の対象とならない。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

(3) 新規採用従業者に対する経過措置

事業所が新たに採用した、医療・福祉関係の資格を有さない従業者については、採用後1年間の猶予期間を設ける。

※採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させること

◆ 鹿児島県 HP (下記 URL) に認知症介護基礎研修についての案内が掲載されていますので、御確認ください。

https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kagoshima_ninti_kisoken.html